

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会会議録

令和 8 年 5 月臨時会
(5 月 2 9 日)

令和 8 年 5 月協議会
(5 月 2 9 日)

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会事務局

令和 8 年 5 月臨時会

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会会議録

(5 月 2 9 日)

目 次

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	2
議事日程第1号	3
開 会	4
開 議	4
諸般の報告	4
日程第 1 会期の決定	5
日程第 2 会議録署名議員の指名	5
日程第 3 議案第8号 渋川地区広域圏清掃センターごみ焼却施設基幹的設備改良（長寿命化） 工事請負契約の締結について	5
日程第 4 議案第9号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合監査委員の選任の同意について	27
閉 議	29
管理者挨拶	29
閉 会	29

令和 8 年 5 月 渋川地区広域市町村圏 振興整備組合議会臨時会会議録

第 1 日

令和 8 年 5 月 2 9 日（金曜日）

出席議員（1 5 人）

1 番	埴 田 裕 之	議員	2 番	福 島 丘 泰	議員
3 番	反 町 英 孝	議員	4 番	波 多 野 佐 和 子	議員
5 番	板 倉 正 和	議員	6 番	後 藤 弘 一	議員
7 番	三 俣	実 議員	8 番	田 中 猛 夫	議員
9 番	廣 嶋	隆 議員	1 0 番	富 岡 大 志	議員
1 1 番	山 内 崇 仁	議員	1 2 番	善 養 寺	孝 議員
1 3 番	安 力 川 信 之	議員	1 4 番	角 田 喜 和	議員
1 5 番	小 池 春 雄	議員			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

管 理 者	星 名 建 市	副 管 理 者	柴 崎 徳一郎
副 管 理 者	南 千 晴	副 管 理 者	堀 越 正 勝
監 査 委 員 長	飯 塚 芳 男	事 務 局 長	鴻 田 吉 史
消 防 長	角 田 泰 紀	消 防 本 部 長	狩 野 設 衛
消 防 署 長	萩 原 勇 人	会 計 管 理 者	生 方 保 世
総 務 課 長	根 井 邦 彦	事 業 課 長	西 島 学
清 掃 セ ン タ ー 長	横 手 和 敏	環 境 ク リ ー ン セ ン タ ー 所 長	荒 井 一 浩
消 防 本 部 長	岸 賢 一	消 予 防 本 部 長	永 井 雅 人
消 防 本 部 長	石 田 正 外	総 務 課 長	山 本 豊 彰
消 防 本 部 長	藤 木 雅	企 画 財 政 係 長	井 田 貴 幸
総 務 課 庶 務 係 長		事 業 課 管 理 係 長	
事 業 課 施 設 係 長	町 田 直 哉		

事務局職員出席者

書	記	長	佐	藤	昭	代	書	記	原	澤	武	志
書		記	関	口	剛	士	書	記	鶴	卷	大	輔

議事日程

議 事 日 程 第 1 号

令和 8 年 5 月 2 9 日（金曜日）午前 1 0 時開議

- 第 1 会期の決定
 - 第 2 会議録署名議員の指名
 - 第 3 議案第 8 号 渋川地区広域圏清掃センターごみ焼却施設基幹的設備改良（長寿命化）工事請負契約
の締結について
 - 第 4 議案第 9 号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合監査委員の選任の同意について
（提出者説明、質疑、討論、表決）
-

会議に付した事件

議事日程に同じ

開 会

午前 10 時

議長（安力川信之議員） おはようございます。これより令和 8 年 5 月渋川地区広域市町村圏振興整備組合
議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は15人で、議会は成立いたしました。

地方自治法第121条の規定により、管理者ほか関係職員の出席を求めます。

開 議

午前 10 時

議長（安力川信之議員） これより会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第 1 号によって進めてまいります。

諸 般 の 報 告

議長（安力川信之議員） 日程に先立ち、この際諸般の報告をいたします。

お手元に配付いたしました文書表のとおりであります。

なお、この報告にありますように、副管理者において異動がありましたので、この際自己紹介をお願い
いたします。

堀越副管理者。

副管理者（堀越正勝） 皆さん、おはようございます。4 月 1 日から副管理者をしております渋川市副市長
の堀越と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（安力川信之議員） また、4 月 1 日付の人事異動により説明員に変更がありましたので、この際自己
紹介をお願いいたします。

事務局長（鴻田吉史） 事務局長の鴻田吉史と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

消防長（角田泰紀） 消防長の角田泰紀と申します。よろしくお願いいたします。

消防本部総務課長（狩野設衛） 消防本部総務課長の狩野設衛と申します。よろしくお願いいたします。

会計管理者（生方保世） 会計管理者の生方保世と申します。よろしくお願いいたします。

清掃センター所長（横手和敏） 清掃センター所長の横手和敏と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
す。

環境クリーンセンター所長（荒井一浩） 環境クリーンセンター所長の荒井一浩と申します。よろしくお願
いします。

消防本部警防課長（岸 賢一） 消防本部警防課長の岸賢一と申します。よろしくお願いいたします。

総務課企画財政係長（山本豊彰） 総務課企画財政係長の山本豊彰と申します。よろしくお願いいたします。

事業課管理係長（井田貴幸） 事業課管理係長の井田貴幸と申します。よろしくお願いいたします。

事業課施設係長（町田直哉） 事業課施設係長の町田直哉と申します。よろしくお願いいたします。

書記（原澤武志） 書記の原澤武志と申します。よろしくお願いいたします。

書記（関口剛士） 書記の関口剛士と申します。よろしくお願いいたします。

議長（安力川信之議員） 以上で諸般の報告を終わります。

日程第１ 会期の決定

議長（安力川信之議員） 日程第１、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日１日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日１日と決定いたしました。

日程第２ 会議録署名議員の指名

議長（安力川信之議員） 日程第２、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において２番、福島丘泰議員、７番、三俣実議員を指名いたします。

日程第３ 議案第８号 渋川地区広域圏清掃センターごみ焼却施設基幹的設備改良（長寿命化）工事請負契約の締結について

議長（安力川信之議員） 日程第３、議案第８号 渋川地区広域圏清掃センターごみ焼却施設基幹的設備改良（長寿命化）工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鴻田事務局長。

（事務局長鴻田吉史登壇）

事務局長（鴻田吉史） おはようございます。ただいまご上程いただきました議案第8号 渋川地区広域圏清掃センターごみ焼却施設基幹的設備改良（長寿命化）工事請負契約の締結についてご説明を申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。渋川地区広域圏清掃センターごみ焼却施設基幹的設備改良（長寿命化）工事請負契約を次のとおり締結したいから、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1、契約の目的、渋川地区広域圏清掃センターごみ焼却施設基幹的設備改良（長寿命化）工事。2、工事の概要及び場所、焼却設備更新工事一式、渋川地区広域圏清掃センター。3、契約の方法、特命随意契約。4、契約金額、117億4,800万円。5、契約の相手方、東京都港区芝浦3-9-1（芝浦ルネサイトタワー内）、株式会社タクマ東京支社、支社長、田邊靖であります。

ここで、特命随意契約とした理由についてでございますけれども、環境省は、廃棄物処理施設建設工事が、競争性、透明性が高く、公正、公平性が確保されるように契約され、長期的かつ総合的に品質、経済性の面で優れた工事が施工できることを目指しまして、廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約手引き、こちらを作成しております。本事業につきましてもこの手引に沿って進めてきているものでございます。

焼却施設につきましては、プラントメーカー独自の技術やノウハウで構成され、プラント機械設備一体で性能を発揮するものとなっております。基幹的設備の改良工事は、焼却施設の機能を維持しながら改修工事を行うものですが、その特殊性から、性能発注方式によるものとなっております。この手法は、環境省の手引でも示されておるとおり、他の自治体における基幹的設備改良工事においても全てこの手法が取られております。

性能発注方式とは、発注者が示した性能を受注者が設計をし、施工をして、性能を担保するものであります。本工事で発注者が求める性能保証事項は、ごみ処理の能力、炉内温度、焼却残渣の熱灼減量、排ガス基準、騒音、振動、悪臭、ダイオキシン濃度、排ガス、二酸化炭素削減率等を数字で示し、それを受注した業者が設計施工をして、性能を担保するものとなっております。

その性能を担保するのに必要な改修の範囲をどの設備、どこまでを更新をするのか、部分改修をするのか、それぞれプラントメーカーにより異なるため、入札の準備段階におきましてプラントメーカーに当該施設を見てもらい、改修の範囲の仕様と概算の見積書の提出を求めます。提出されたものを精査、平均化して、入札のための発注仕様書とします。基幹的改良工事は、焼却機能を維持しながら改修を行い、かつ性能を担保するという特殊かつ高度な工事となるため、実績のあるプラントメーカーに本組合の改修の工事についての意向を確認したところ、1者のみとなりまして、ほかのプラントメーカーにつきましては、性能の担保ができない等の理由で、参加の意思はないとの回答を得ております。

組合としましては、複数のプラントメーカーから提供されたものを精査、平均化し、発注仕様書を作成して、入札することを試みましたが、結果として1者のみとなりました。このことから、競争性のない随意契約と判断をしております。

また、事務局におきまして令和以降の基幹的設備改良の工事について調査をいたしましたが、随意契約、入札にかかわらず、応札者は全て1者のみとなっている状況でございました。

このような状況におきまして仮に本組合で入札をした場合、広域組合の入札は予定価格を事前公表とし

ており、また応札者に来庁していただき、紙で入札を執行することから、入札時に1者のみとなった場合であれば、その事業者は予定価格で落札することができることから、組合にとって不利になるというふうにも考えられます。

議案書に戻りまして、3ページをお願いいたします。参考資料1といたしまして、契約の概要であります。工事名は、渋川地区広域圏清掃センターごみ焼却施設基幹的設備改良（長寿命化）工事であります。以後、重複する箇所につきましては省略し、説明をさせていただきます。

3行目、見積合わせ年月日は令和8年4月27日であります。

5行目、予定価格は118億6,900万円であります。なお、消費税及び地方消費税を含んでおります。

7行目、予定工期は令和11年3月15日であります。

8行目、工事内容は、焼却施設の老朽化した設備を更新し、施設全体の延命化を図るものであります。機械工事としまして、受入れ供給設備、燃焼設備、燃焼ガス冷却設備、排ガス処理設備、給排水設備、余熱利用設備、通風設備、灰出し設備、排水処理設備、付帯設備、し尿汚泥焼却設備。電気、計装制御設備工事としまして、電気設備、計装制御設備。建築工事としまして、各設備工事に付随して必要となる建築工事及び補修工事。その他工事としまして、試運転及び運転指導、予備品及び消耗品であります。

議案書の4ページをお願いいたします。参考資料2、工事概要書であります。1の一般概要ですが、本工事は、渋川地区広域圏清掃センター長寿命化総合計画に基づき、令和8年度から令和10年度にかけて実施する工事であります。なお、本工事はプラントメーカー独自の技術により構築された特殊なプラントの大規模改修工事となりますので、一般的な工事の設計手法が取れないものとなっております。そのため、環境省の手引によりまして、設計・施工一括発注方式を基本としております。本事業では、その手順の通り、入札参加を希望したメーカーに発注仕様書を満たした見積設計書の提出を求め、提出された設計図書に基づいてヒアリング等の審査を実施し、事業費の算定及び発注仕様書の作成を行いました。実施設計の作成等は契約後に受注者が行うために、契約初年度であります令和8年度はおおむねプラントメーカーによる設計業務に充てられる予定であります。

3の施設概要ですが、(1)、施設名称、渋川地区広域圏清掃センターごみ焼却施設であります。(2)、所在地は渋川市行幸田3153番地2。(3)、施設面積は1万7,515平方メートル。(4)、施設規模は1日当たり焼却能力232.5トンで、焼却炉が2炉ありますので、1炉当たりの焼却処理能力は116.25トンであります。

4の工事範囲ですが、参考資料1で工事内容についてご説明をさせていただきましたので、省略させていただきます。

以上で議案第8号 渋川地区広域圏清掃センターごみ焼却施設基幹的設備改良（長寿命化）工事請負契約の締結についての説明を終わります。ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（安力川信之議員） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑については1人3問とし、1回目の質疑は登壇して行い、2問目以降は自席にてお願いいたします。

質疑はありませんか。

1 番、埴田裕之議員。

（1 番埴田裕之議員登壇）

1 番（埴田裕之議員） 1 番、埴田裕之、議案について質疑を行います。

当議案は随意契約ということですので、まずは地方自治法の第234条の2にのっとって行われるものだと思っております。また、渋川地区広域市町村圏振興整備組合財務規則の中では、第1条、渋川市契約規則にのっとってやるべきだというふうに書いてございます。また、渋川市契約規則の第20条を見ますと、物品購入、工事または製造の請負に関しては200万円以内というふうに規定されておりますが、先ほど説明があったとおり、当事業に関しては、特殊なものだから、1者しかなかったの、そちらと随意契約するよという説明がございました。そもそも論なのですが、一番最初に、これだけ長い理由であるならば、事前に文書による開示を求めたいと思います。今口頭ベースで初めて聞いたので、どこに問題があるのか、どういう質疑をするのか、なかなか一見ではしづらいので、こちらのほうに関しまして、なぜ理由がないのかを先にお伺いします。

それと、今回の業者、各業者に声をかけたけれども、1者しか回答がなかったというふうに説明がございましたが、何を基準に、何者に声をかけた結果が1者だったのか、お伺いいたします。

また、1者しか出なかったときに、その1者しか出なかった理由を検証し、再度条件を変えて募集する考えはなかったのか。

また、4問目としましては、予定価格はどのように算出したのか、手順と方式をお伺いいたします。

また最後に、大手プラントに確認したということですが、各カテゴリーに合った個別の業者への依頼はできなかったのか。今の説明ですと、車を買う場合にトヨタ、日産、様々な業者に、メーカーにお願いをしてみた。だがしかし、車のシートを交換するならば、シートメーカーに発注することも可能なわけですね。その辺の検証はしたのか、しなかったのか、しなかった理由をお伺いいたします。以上です。

議長（安力川信之議員） 鴻田事務局長。

（事務局長鴻田吉史登壇）

事務局長（鴻田吉史） まず、随意契約の理由ということでございますけれども、特命随意契約としたのは地方自治法施行令の167条の2第2号、「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」と、ここから、競争性がないことから、こちらを適用して、特命随契といたしました。

2つ目の声をかけたメーカー、声をかけたプラントメーカーについてでございますけれども、清掃センターの基幹的改良工事はプラント設備を一括で改造、更新する工事となりまして、また2炉ある焼却炉のうち1炉の改良工事を実施しつつ、もう一炉を安全かつ安定して運転させる技術とともに実績に裏づけされた経験が必要となります。そのため、過去に当組合の施設規模と同等の工事实績を有している業者を対象とすることが望ましいと考えまして、9者に対して依頼をしております。

また、1者しかなかった場合、条件を変えて再度ということですが、この工事につきましては焼却機能を維持しながら改修を行い、かつ性能の担保を要するという特殊かつ高度な工事であることから、本組合の設備と同規模の実績があるところを必要としますので、これ以外の条件を変えてというところは

考えておりません。

それと、予定価格の審査についてですけれども、入札準備段階におきまして、入札の参加意向を示すプラントメーカーから発注者の性能要求を満たす見積設計図書を徴取して、コンサルタントと発注者により提出された見積設計図書の査定を行っております。査定方法としましては、プラントメーカーが提案した仕様が発注者の性能要求を満たしているか、またオーバースペックとなっていないか等をヒアリングをしながら確認をしております。また、概算の見積書につきましては、長寿命化計画の事業費とも比較をし、その範囲内に収まっているかを確認をしております。この長寿命化総合計画の事業費につきましては、コンサルタントによる過去の実績や近年の物価上昇を踏まえて、多角的にシミュレーションをしたものから算定をされたものとなっております。

各カテゴリー、分割して発注をしてはというところでございますけれども、焼却機能を維持しながら改修を行い、かつ性能の担保を要するという特殊かつ高度な工事となることから、全体を通して工事全体を統括することができるプラントメーカーが必要であり、個々に発注をして、個別の工事を統括するものがない状況での工事は難しいと考えているため、分割での発注はできないものと考えております。先ほどの説明をした部分が文書になっていない理由でございますけれども、令和7年10月30日に開催をさせていただいた議員全員協議会の会議資料の中で、会議資料、渋川地区広域圏清掃センター長寿命化総合計画策定及び基幹的設備改良工事についての資料の3ページに5番として、契約方法についてを記載してございます。こちらと理由が同様でございますので、今回の資料には添付をいたさなかったところでございます。

議長（安力川信之議員） 1番。

1番（埴田裕之議員） 今ご答弁いただきましたけれども、まずこれ議案書を見て全てが分かるようにした形を整えるのがまず執行側の手順だと私は思うのです。ここを見れば分かるだろうということであれば、ではその会議欠席した人は分からないですね。少なくともここを参照してくださいとか、そういった形が本当に議事を進めるに当たって議論するには必要な情報ではないでしょうかと思いました。

それと、これ1者しか出なかった理由が機能を維持しながら性能を担保できる企業が1者しかなかったというふうにお答えがあったのですが、9者選定した中で、ほか8者は、ほかのプラントを工事する場合でも、性能を維持したまま工事することが不可能な業者だったのでしょうか。私は、事前の聞き取りでは、15年の担保保証を入れたから、そこを満たす企業がこしかなかったから、1者しかなかったのだというふうに伺っております。であるならば、15年の担保を見直せば、ほかにも競争相手が出てくる可能性があったのではないのでしょうか。その辺をお伺いいたします。

また、これ予定価格の算出をコンサルを入れたということですが、発注予定者、唯一無二の1者と絡んでいる業者に幾らになりますかという金額を聞いたら、その業者の言いなりになるしかないのではないのでしょうか。その業者を選定せざるを得ない状況にあるならば、同じ状況の同業他社、この規模でやった場合どのくらいの金額になるのだろうということを算定した上に出てきた金額が妥当性があるのかどうか、そのコンサルから出てきた金額を何をもってして妥当性を評価したのですか。私がもし私に発注する案件があるならば、私が好きなように金額を設定します。そこに乗せられているのではないのですか。乗せられていないということをどのように証明するのでしょうか。お伺いいたします。

また、各プラントを一括で発注することを前提にやりました、個別にやるのは難しいと考えていたとい

うふうにご答弁いただきましたけれども、難しいと考えていたのは素人の広域の職員でしょう。プロでやったら個別にできるかもしれないではないですか。私もともとシステム会社にいましたけれども、大きなシステムを構築するのは大変です。でも、大きなシステムの小さな部分のカテゴリーを分散して開発するなんてよくあるのです。そういったことをなぜ想定だけで進めたのか。確約を取っていないのか。その3点お伺いいたします。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長鴻田吉史登壇）

事務局長（鴻田吉史） 15年というところが足かせでメーカーからと。9者に意向確認して、ほかの8者が断った理由につきましては、技術員の確保が困難であるですか、当社の納入設備ではなく、本工事を遂行するに足る知見がない、他社設計のプラントであり、対応ができない、性能保証への対応が困難、そういった理由でございました。組合としましては、環境省の手引に沿いまして、施工能力のあるプラントメーカーに対して、現地を見ていただき、対応をお願いしたところでございますが、以上のような理由により、対応は難しいという回答を得ていることから、応募いただいた1者となった経緯がございます。

また、コンサルが出した額についてでありますけれども、この一般廃棄物の焼却施設は技術的に複雑高度であること、また性状が多様で変化しやすい廃棄物の処理を対象とするため、経験工学的な蓄積が重要であること、性能要求を満たす設計施工発注方式となることから、その特殊性を踏まえて、発注仕様書の作成を実績を有するメーカーに依頼をし、またこれらの知見を有する廃棄物専門のコンサルタントに発注支援の業務を委託し、支援をしてもらったところでございます。そのコンサルタントにおいて徴取した見積設計書の事業費について、これまでの知見などを踏まえ、事業費の算定を行ったものでございます。

また、一括発注とした理由でありますけれども、今回の改良工事につきましては、プラント設備を一体として一括で改造、更新をする工事でございます。期間も令和10年度までと限定しておるところであります。また、2炉ある焼却炉のうち1炉の改良工事を実施しつつ、もう一炉を安全、安定に運転しながらの工事となるため、技術とともに実績に裏づけされた経験が必要と考えております。そのため、実績のあるメーカーに依頼をしたという経緯でございます。

議長（安力川信之議員） 1番。

1番（埴田裕之議員） 3問目になってしまいますので、最後の質疑となってしまいますけれども、技術員が不足するという質疑、私が質疑をしてから出てきた答えではないですか。これ最初から技術員不足だという説明をして、そういったことが丁寧な議論を進めることだと思いますので、以後その辺は気をつけていただきたいと思います。

また、業者をコンサルを入れてやるというのは分かります。どのようなことが必要になるかという設計をつくるのは元の業者の知見を有することは分かります。私が言っているのは、その金額の妥当性をどういうふうに評価したのだということを言っているわけです。その会社が幾らだというのは分かりますけれども、その会社のことを実態を調査するわけではないのです。同業他社がやった場合、ほかの施設、ほかのプラントが幾らぐらいの工数、工期でやった、だからこの金額は妥当なのだという比較するのが当然だと思うのですけれども、その辺やっていないですね。なぜやらないのですかという、コンサルに何でそこを求めなかったのですかという理由をもう一度お伺いいたします。

それと、先ほど工期を何年というふうに縛っているというふうにご説明ありましたが、例えばその工期を若干延ばすことによって建設費を抑えることができるならば、何でその工期ありきで決まった形でやるのですか。皆さんは、金額を下げる努力をしていない。事業を進める努力はたくさんしていると思います。でも、金額を下げる工夫をしていない。その辺の見解をお伺いいたします。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長鴻田吉史登壇）

事務局長（鴻田吉史） 金額の妥当性についてでございます。本工事は、長寿命化総合計画に基づいて実施しております。この総合計画に掲載されている事業費は、総合計画策定時に、コンサルタントによる過去の実績、近年の物価上昇を踏まえ、多角的なシミュレーションをしたものから算出をされております。この計画にある金額と事業費と比較をして、その範囲内に収まっているかということを確認をしております。

工期を延長すればという話でございますけれども、工期を延長することによりまして、工事に係る経費が増額をいたします。また、休炉の期間が延びる場合につきましては、その期間は他自治体、他施設への搬出をしておることから、そこの経費も増額するために、工期を延長することで逆に経費が増額となるというふうに考えております。

議長（安力川信之議員） 15番、小池春雄議員。

（15番小池春雄議員登壇）

15番（小池春雄議員） ただいま埴田議員からも質疑がありましたけれども、今回の入札が特命随意契約ということで、これまでも事務局のほうで話はしたような話はしているのですけれども、今回のこの契約金額というのが118億円、今回の予定価格が118億6,900万円という、そして落札価格が117億4,800万円という、とてつもない、我が町の1年間の予算をはるかに超える、すごい金額なのです。これがこの程度の説明でいいのだろうかというまず疑問があります。やはり広域の議員としてここに出ている以上は、皆さんそれぞれ地元に戻ってからも、代表として出ていますから、その責任はあります。本当にこのやり方でいいのだろうか。私今埴田議員の質疑を聞いていて、あまりにも議案の提出が軽くて、中身も担当の方も十分に理解していない。それはそうでしょう。今回の事務局長にしましても、そこで説明員として出ていますけれども、今年の4月に新たに入ってきて、僅か二月ですね。117億円、118億円のことを議会に提案するのに、これだけのことを、期間があって、そして到達した部分だと思うのですけれども、そのことを責任持って説明ができるのかといたら、やはり聞いていても、しどろもどろなのです。言っているほうが何言っているのだから分からないのだから、聞いているほうが分かるわけないのです。

そこで、今埴田議員の質疑の中で何点か私も疑問に思った部分がありまして、今回の価格が決定される間の見積もりといいますのはどうだったのかなという、どうも聞いているとこれも、一応コンサルを入れて、そして分からない部分があるものだから、請負業者と話をし、そして金額も決めていくと、決めてきたという話なのです。似たような話がどこかにあったなと思ったら、やっぱり広域組合でも前の、今タクマが五輪平で運搬していますけれども、そのときも随意契約でやっていました。随意契約には問題があるのではないかという話をしましたら、私何回もしていましたけれども、やはりそれは随意契約には問題ありということで競争入札にしたら、5,000万円安くなったと。そのときの説明というのは、当局の

ほうは、特殊な作業だから、ほかの業者にさせることはできないのだと、ずっと、あのときは丸太がやっていた。丸太しかできないのですというふうに言ったのです。何回言っても、いや、これはもう随意契約ですから、競争入札できないのですと。それを競争入札したではないですか。そうしたら5,000万円安くなったではないですか。でも、皆さんは何の責任も取らない。1年か2年で事務局長が交替すれば、責任あった人がみんな替わってしまうものですから、どんなにこの広域組合に損害を与えても、辞めればそこでおしまいなのです。こんなことはやっぱり許されない。今回のこの118億円の予算というものが果たして今後の広域組合の事業の進め方で、この方向でいいのかどうかということを根本から考えなければならぬものだというふうに思っています。

そこで、お伺いしますけれども、今回の広域組合の焼却場を新たに建設したら幾らかかるのか。そして、かかる金額の国からの補助というのは何割あるのか。そうすると、広域組合が支払うべきお金は幾らになるのか。そして、今検討、提案されております長寿命化で、これから何年使用することが可能になるのか。新しく造った場合はどうなのか、幾らかかるのか。新たにこれで改修工事をするによって何年延びる。そうすると、新たに造ったほうと長寿命化では何年かで比較はできますよね。その比較検討もすべきだというふうに思います。そこは実際どうであったか。

それと、私は何度も提案してきましたけれども、焼却場で、五輪平で構成市町村が出す、いわゆる燃えるごみを燃やしていますけれども、その中の4割を超すものが生ごみというふうに言われております。4割は生ごみですから、これを燃さないで、これを堆肥化をしているところもございます。4割が堆肥化できる。残りの6割の分はどうかというと、これはリサイクルをする、できるものというのはたくさんあります。渋川広域組合では、渋川、吉岡、榛東、この3市町村が群馬県35市町村の中でリサイクル率が最下位にあります。全くりサイクル率が遅れている市町村であります。このリサイクル化を進めることによって、出すごみを減らす、またあるいは処理方法を変えるということであれば、こんな多額な118億円の金をかけなくても、ほかの金のかけ方で方法はたくさんあると思います。でも、今のやり方でこのまま続けていくのだという考えが今の組合の考え方だというふうに私は見えてならないのです。そうではなくて、これまで、検討して新たな時代に即したごみ処理を考えていきますというのがこれまで広域組合の回答でした。これは全くほごにされたままです。一体どうなっているのかという心配が出てきます。

それと、特命随意契約には様々な問題があります。その中では、透明性、公平性の欠如、なぜその業者が選ばれているのか、契約金額は適正か、不透明になりがちで、不正、癒着の疑いを招く可能性があります。また、価格の適正の問題、競争原理が働かないため、契約金額が市場価格より高くなる傾向にあります。また、特定業者への依存、同じ業者との継続契約により依存度が高まり、競争環境が損なわれるリスクは当然あります。監査、情報公開請求への対応、例外的な契約方式であるため、説明責任が果たせない場合などの問題もあります。こういうものをどのように考えていくのか。価格の妥当性の検証、市場調査、過去の類似契約との比較、複数見積もりの取得によりまして、契約金額の妥当性というものも考えていかなければなりません。それには、今日出して、今日議決を求めるというやり方は、私はあまりにも乱暴だというふうに思います。もう少ししっかりと説明をして、協議をする場をつくって、そしてその中から出された方向で広域組合のごみ焼却施設全体の考え方を進めていくべきだというふうにも思っております。

またなお、議長にも1つご提案申し上げておきますけれども、これまで広域組合は総務委員会と建設委

員会というのがありましたけれども、こういう建設委員会があったときというのは、その委員会の中で十分に提案されたものが委員会に下りてきてまして、その中で十分に協議をして、その中で結論が出て、そしてこういうものが決定してきた経緯というものがあります。いつの間にかそれがなくなったのですけれども、ぜひともこういう100億円を超す大事業については広域の議会でもしっかりと対応していると、対応して、精査をしながらその中で結論を出したということが住民に対する責任だというふうに思いますので、その点につきましても議長のほうでもお取り計らいをお願いをいたします。

議長（安力川信之議員） 先ほど小池議員から私宛てに要望というか、ありました。委員会を設置というような要望をかねてから聞いておりました。そのことを踏まえまして、議会運営委員会でご協議いただきたいというような旨を議会運営委員会でお話をさせていただきましたので、今後、議会運営委員会を中心に検討されると思われます。

鴻田事務局長。

（事務局長鴻田吉史登壇）

事務局長（鴻田吉史） 今回長寿命化を行った場合と新設をした場合の比較についてということでございますけれども、循環型交付金をもらうための長寿命化計画につきましては、延命化の目標年度の19年間という短いスパンでの比較を行っております。長期スパンでの比較ではないのですけれども、長寿命化計画は延命化することで更新頻度を減らすことを主目的としており、焼却施設においては延命化工事を実施することで、この先100年において更新回数を3回から2回に減らせるものとなります。試算では、新設をする際の用地費、周辺整備費等を除いて、施設の建設費だけで57億円の差が生じるものとなっております。また、基幹の設備改良工事では、新設に必要な新たな建設費の確保や住民合意に伴う時間的、経済的負担がありません。さらに、新設までの時間的猶予をつくることで、将来の人口減少やごみの減少化に合わせた施設規模の最適化、ダウンサイジングが可能となります。以上となります。

議長（安力川信之議員） 新設の場合、国の補助とかあるかって聞いているよ。

事務局長（鴻田吉史） 新設におきましては、国の補助金が受けられます。交付金、約60%の3分の1ほどの補助が受けられます。仮に350億円から400億円で新設されたとした場合、その60%の3分の1ということで、70億円ほどが国からの補助を受けられることとなります。400億円に対して70億円補助ですので、330億円の持ち出しということになると思います。

議長（安力川信之議員） もう一個言うけれども、バイオマスとかいうごみの減量化についての考えもしっかりやった上でのこの議論をしているよねって。していなかったら駄目なのだから。

事務局長（鴻田吉史） すみません。ごみの堆肥化等のバイオマス設備についても検討しておりまして、そういう設備を新たに設置することで、ごみの減量化にはなりますけれども、費用が高額となってしまうため、今回の改良では見送っておるところでございます。

議長（安力川信之議員） 15番。

15番（小池春雄議員） 私がした質疑に対しまして、文書で数字を入れて出してください。全然分からないですよ、聞いていて。私先ほど質疑したように、今回、このように長寿命化にするのにはこれだけの値段というのが分かりました。しかし、こうしないで、この長寿命化にして118億円、117億4,800万円ありますね。この中の補助率は何割ですか、幾らになりますか、幾らを予定しているのですか。この長寿命化で

す。これを新たに造った場合は幾らかかりますか、それには補助は幾らありますかという質疑したのです。その中で比較検討したのでしょうか。その中で皆さんはこちらの今回出された長寿命化のほうがいいのだというふうに判断したわけですね。でも、私たちが聞いていて、本当にどっちがよかったのか分からないです。新たに造って、新たな施設の中で、ちょっと金がかかるかもしれません。でも、国庫補助がどれだけあるかも分かりませんし、そのことによって、システムもいろいろシステムが変わってくるではないですか。そうすると、ごみの持ち出しも変えられるではないですか。様々なことが考えられるではないですか。ですから、その場合はその金額はどうなりますかという質疑したのです。それはやっぱりちゃんと数字を、ちゃんとした文書か何かで数字を出して、そうすると皆さんが、あっ、なるほど、これだったら新たに造らないで、長寿命化のほうがいいですねという話になるのです。

それと、先ほど埴田議員から質疑がありました。今回の工事をするに当たって、どこが見積もりをしたのですか。コンサルも入ったでしょう。どこまで、どういう工事をするのですか。あなた分かっていきますか。ほとんどが業者に丸投げでしょう。この出てきた数字というのはどなたが出した数字なのですか。ここにある予定価格で118億6,900万円、これどなたがつくった数字なのですか。どなたが積み上げた数字なのですか。この詳細を出してください。そうでないと、ここにある118億6,900万円、中身が全然分からないのです。ただ向こうが言ってきたから、それに応じただけというふうにしか見えてこないのです。ここにこういう数字が出ているのですから、この積み上げた文書、計算式、これを出してください。タクマの腰だめではないでしょう。腰だめなのですかね。数字がある以上は計算がありますよね。それを出してください。先ほど言いましたけれども、これ一番ブラックボックスなのです。どこが設計して、だって皆さんのほうも、さっきの説明聞いていると、どこまでのどういう工事をどういうふうにするかということはないではないですか。それが幾らというのがないではないですか。これで、だけれども9者に入札を求めたって、応じるほうも、どこまでやっていいか分からないことに応じられないですよ。でも、普通でしたら設計書があれば、設計があって、設計金額があって、何にどこに幾らというのみんなばっとありますよね。そうすると、これ見て、そのうちでできるか、損するか得するか、できるかできないかってはっきりするではないですか。でも、今回のこれはそうではないのです。そうすると、この中に参入してくる人というのは当然限られてきますよね。ここがブラックボックスなのです。このところをはっきりさせるためにも、少なくともここにいる議員にはその数字出してください。よろしいですね。

それと、さっきの答えも曖昧だったのですけれども、ごみの堆肥化の問題です。これも、回答では、これまでの前市長の回答では、ごみの出し方というのは、今までのただ集めて燃やす方法ではなくて、堆肥化にもしていきますと。そして、ごみの持ち出しというものも、リサイクル化を進めて、なるべく焼却場へ持ってきて燃す量は減らすのですと、そのための努力はしますと。そうすると、燃す量が減るわけですから、今までの考え方と違うわけです。

(5番板倉正和議員午前11時03分退席)

そうではなくても人口は減っていますから。そうすると、人口規模としても、15万人とするのか、10万人にするのか、8万人分にするかによって全然違ってくるではないですか、規模も。その辺のところというのが、長寿命化でどういうものを造ろうとしているのだから分からないし、新しく造るときには皆さんがどういうものを想定して、新しいものとしているのか。規模によって、10万人都市もあれば、30万

人都市もあります、50万人都市もありますよね。5万人の市町村もありますよね。そうすると、できるものではないですか。だから、皆さんの言っていることが分らないです。だから、人口、どれだけの規模で、どれだけのものを燃やそうとすると、これだけの規模になるから、これだけの金額になるのですと私たちが理解できるものをぜひとも示していただきたい。

そして、私が先ほど言いましたけれども、特命随意契約をすると、様々なメリットもあればデメリットもありますよね。

（5番板倉正和議員午前11時04分出席）

それに対する回答というのはまだないのです。そこのところをどういうふうクリアしていくかというのがないのです。そこをどのようにクリアしていくのですか。ぜひお答えください。

議長（安力川信之議員） 文書でも、別に口頭で答えられる部分があるでしょう。今聞いたでしょう。口頭で答えられる部分だけでもいいから、まず答えていただけますか。

事務局長。

（事務局長鴻田吉史登壇）

事務局長（鴻田吉史） 随意契約のデメリットについてということにお答えをいたします。

この焼却施設は、メーカー独自の技術、ノウハウで構成され、機械設備一体で性能を発揮するものとなっております。既存の設備を改良、更新し、機能を維持する、また15年以上の延命を図ることから、入札の準備段階におきまして、実績のあるプラントメーカーに対して、当該施設を見てもらい、改修する範囲の仕様と概算の見積書を求めました。当初は、複数からこちらが出てくれば、これらを精査し、平均化して、発注仕様書を策定して、入札をする予定でありました。ところが、声をかけた9者のうち、対応したのが1者のみとなったことから、またそのプラントメーカーが現在の設置業者であることから、これを基にした仕様では他社の応札が非常に難しいという、他社が応札をできるような発注仕様書の策定は難しいと、競争にならないという判断をいたしました。また、他市の状況を確認したところ、随意契約にし、入札にし、この改修工事、基幹的改良工事につきましてはいずれも1者の応札となっている状況です。このような状況から、本組合において入札とした場合は、予定価格を事前公表をしておるため、また応札者は一堂に会して、紙で応札をすることから、1者しかいない場合は予定価格をもって応札することが可能となり、組合にとって不利であるというふうと考えております。そういったことから、入札ではなく、特命随意契約としたところでございます。

また、予算額につきましては、この改修工事をするに当たりまして、国の交付金の申請も含めて、国からも交付金を申請するに当たって長寿命化計画を策定し、提出することを求められております。その長寿命化計画を策定するに当たりまして、コンサルタントに委託をし、本施設の長寿命化計画を策定いただくとともに、事業費についても計画の中で示しております。その計画の事業費を策定するに当たりましては、コンサルタントによる過去の実績、近年の物価上昇を踏まえて、多角的なシミュレーションを行い、長寿命化計画の事業費を算定しているところでございます。この長寿命化計画の事業費をベースに、今回、入札の準備段階として仕様を求めたところ出てきたものをヒアリングをしながら確認をして、予定価格の基となる数字をはじいたという次第でございます。予定価格の正当性につきましては、プラントメーカーが提案した仕様が発注者の性能要求を満たしているのか、またオーバースペックとなっていないか、その金

額が長寿命化計画の事業費と比較し、範囲内に収まっているか、そういったことを確認しているところから、予定価格として適正であると判断をしているところでございます。

休 憩

午前 1 1 時 1 3 分

議長（安力川信之議員） 暫時休憩いたします。

再 開

午前 1 1 時 2 2 分

議長（安力川信之議員） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

なお、この際、当局から今文書のコピーをしておりますので、しばらくお待ちいただきたいと思います。
また、小池議員と協議をして、その間 3 問目は保留していただいて、違う方を質疑を受けたいと思います。
ほかに質疑ありませんか。

14番、角田喜和議員。

（14番角田喜和議員登壇）

14番（角田喜和議員） 14番、角田喜和です。議案第 8 号について質疑を行いたいと思います。

今小池議員が資料請求ということで、今中断しておりますところでありますが、関連で、この特命随意契約に当たって予定価格がありました。落札金額も確定されておりますが、やはり今までの広域組合議会の中では、消防設備、南分署、それから東分署等々もありました。それについて、設計の見積書というのでしょうか、そういったものがしっかりとあったと思いますが、今回のこの契約に際しては参考資料があるだけで、中身は全く分かりません。事業概要があるだけで、工事範囲があるだけなのですが、この見積もりに該当するもの、そして詳細設計はいずれにしても、その契約書の裏づけになるものがちょっと見当たらないので、審議がなかなかできないのですが、その辺の根拠になるものが示せるのかどうか、お示しをいただきたいと思います。

それから、ここの契約に当たってなのですけども、業者選定の理由書というのですか、随意契約理由書というものがあるかと思いますが、今説明等々ありましたが、契約に当たって特命随意契約、また随意契約の理由書を作成しなければならないのですが、その随意契約ですか、特命随意契約の理由書をこの場所に提示していただけないか、これ議長にお諮りしていただきたいと思いますのですが、この随意契約理由書の提出を求めたいと思います。よろしくお願いします。

それから、2 点目が、説明の中で、工事請負概要の説明の中で、性能、能力については今のタクマがいろいろな調査したということがありましたが、性能、能力については発注者が示すということで説明がなされました。発注者は、この性能、能力のどこについて、どういった部分について数字等を示しているの

か、それに基づいた積算根拠が示されねばならないと思いますが、この2点についてお示しをいただければと思います。よろしくお願いします。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長鴻田吉史登壇）

事務局長（鴻田吉史） 随意契約の理由についてご説明をいたします。

競争に付さない具体的な理由、一般廃棄物処理施設はプラント設備と機械設備が一体、密接不可分の関係となって機能を発揮する特性上、施設全体を熟知したメーカーでなければ性能の確保が困難です。また、本施設はメーカー独自の技術、ノウハウに基づき設計、施工されているため、これらを有しない他業者が施工することは極めて困難と言わざるを得ません。さらに、本業務は年間を通じて継続的な処理体制を維持する必要があり、限られた工期内で確実に工事を完成させ、プラント性能を担保しなければなりません。万一施設に精通しない業者が施工した場合、不測の事態への対応や工程管理に支障を来し、適正なごみ処理を妨げるおそれがあります。一般廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引きに基づき、実績及び施工能力を有するメーカーへ入札参加意向を調査しましたが、参加希望は1業者のみでありました。以上のことから、本工事を確実にかつ安全に遂行できるのは当該施設の施工業者である上記業者のみであると判断をし、随意契約を締結するものであります。以上となります。

議長（安力川信之議員） 今のが理由書ね。

（「その理由書を出してほしい」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） 文書、時間かかってしまったので、ごめんなさい、読み上げにさせていただきました。後で別途必要であれば対応いたします。今のがまさに理由書です。

西島事業課長。

（事業課長西島 学登壇）

事業課長（西島 学） 発注仕様書について、発注者が求める性能要求というところで答弁させていただきます。

まず、応札した業者に示しているのが発注仕様書という形で、その中で、タイトルでいいますと、契約概要から、材料、機器、試運転、運転指導、性能保証事項、検査及び試験、引渡し等、多岐にわたっておりますが、その中で重要なところを述べさせていただきます。まず、全体事項の中で、本工事期間中は原則として1炉稼働しながら、他の1炉を工事するものとする。工事の都合上、全炉停止期間が生じることがあれば、所要期間を極力短くするよう工法、工程を工夫して計画することというところが大前提であります。

そのほかに要求性能というところで、まず焼却条件、燃焼出口温度850度から950度以下、一酸化炭素濃度50ppm以下、焼却残渣の熱灼減量5%以下。そのほか公害防止基準といたしまして、排ガス基準、こちら多岐にわたるので、ちょっと抽出して述べます。ばいじん濃度0.02グラム立米ニュートン以下。そのほか排水基準、プラント排水はクローズドシステムとし無放流とする。騒音基準は朝夕50デシベル以下、夜間は45デシベル以下。振動基準は65デシベル以下。悪臭基準等、関係法令に規定する基準以下。そのほか主灰、飛灰固化物の溶出基準、それについても、例えば水銀またはその化合物0.005ミリグラムリットル以下、六価クロム1.5ミリグラムパーリットル以下というような条件を満たしなさいというふうにして

あります。

そのほか性能保証といたしまして、事細かに指定しております。ごみ処理能力、その試験方法を記載しております。その試験の合格値、ここをクリアしなくてはけませんよというところもうたっております。焼却条件、こちら先ほど示した焼却条件につきまして、どのような検査をして、どのようなクリアをするかということを確認するものとしております。そこを性能保証担保といたします。そのほか排ガス基準、騒音等、検査方法を全部示しております。それに基づいて、そこをクリアしなさいよというところでもあります。

そのほか契約不適合責任というところで、その条件が満たされない限り、そこは受注者の責任でやるのですよというところでもあります。

まず、このような仕様を発注者が持っています。これに関しまして、プラントメーカー、コンサルが実際はお金をはじくものではありません。プラントメーカーが独自でそのプラントをパッケージで動かしているような形となっております。そこで、現状ですが、焼却設備はもう非常に老朽化しております。今現在が1号炉、2号炉とあるのですが、2号炉がちょっとパンクしているような状況であります。今1号炉で運転しているのですが、1号炉がパンクした状態になりますと、大変なことになります。そういう状況は、長寿命化計画の中で、全ての機器について、耐用年数と今の状況全てを毎年毎年それを調査しております。3年に1度精密検査というものを行っております。その中で、発注者側とすると、この機器、この機械はそろそろ全交換必要ですよということも分かっております。ここは部分改修でもできますよねということも分かっております。そこをコンサルと協力しながら、コンサルにその資料を与えながら、発注者としてどこまでを改修対象とすべきかということも検討しております。そこに対して、業者に見積もりをお願いしております。それは、コンサルでもできません。プラントメーカーしかできません。そのプラントメーカーに複数当たるのですが、応札するのは必ず1者になります。というのも、プラントは独自のやり方でやっております。そこを部分的に改修するのが一番安くなります。そこを違うプラントメーカーが入ったときは全部更新しかないのです。全て空っぽにして、担保するには全部更新しかないのです。それですので、ほかのメーカーに見積もりしてください、どこの自治体でもそうですが、見積もりしてくださいといっても、受けるのは1者だけです。1者しかないのです。その形でありながら、ほかの自治体は入札を強引に持って行ってあります。その結果、入札した結果、受注しているのは、応札するのは全部1者です。令和以降確認したら、全部1者となっております。

予定価格であります。随契であろうが、入札であろうが、予定価格は変わりません。業者の見積もりが来て、その見積もりのスペックをうちは確認します。業者と一緒に確認します。そこで聞き取りを行います。聞き取りの際、当然プラントメーカー、維持管理業者、清掃センターの職員、発注者側、コンサル、そこで精査を行います。この仕様は本当にこれでいいのですか。このやり方でいいのですか。あと、一番問題なのは工程なのです。この圧縮、これを3年間という短い間の中で全てやらなくてはならない。それも住民生活に悪影響を与えないように、短い間の休炉期間を設定しなくてはならない。今から20年前にダイオキシン対策で全国的に焼却設備の改修が行われました。その更新時期が今に来ております。

そこで、いろんなプラントメーカー、代表的には9者いるのですが、共通して下請メーカーで必要な特殊機械があります。それは灰クレーンです。そういうクレーンがあるのですが、それについて更新すると

きに、特定のクレーンメーカーは全国的に2者しかおりません。そこに集中しております。工程を組むときに、ヒアリングのときに工程が示されます。その工程組むときに灰クレーンメーカーをつかまえるのが大変だということで、その灰クレーンメーカーを調整した上で休炉期間が設定されております。そこを何とかこちらは圧縮してくれ、圧縮してくれ、休炉期間をできるだけ短くしてくれというような調整をしております。それで、仮に万が一これが流されまして、入札とかやり直した場合は、それが全てパアになりまして、灰クレーンメーカーはどこかに行ってしまう。それで、債務負担も設定が今年度から8、9、10年度で取ってありますが、ぎりぎり、現在の状況で、令和10年に間に合うような形になっています。そこを今逃してしまいますと、債務負担行為の設定から直さなくてはならないことになります。半年後、仮に契約となった場合に、物価上昇が当然ながら起こる。灰クレーンメーカーもつかまらない想定が起きます。ですので、こちらとすると、事務局とすると、最短で、ほかのメーカーより先んじて契約をしたいというところもあります。灰クレーンメーカーをつかまえるために。極力休炉期間を短くしたいという思いがあります。そこは広域にとって一番経済的であるこちらは踏んでおります。結局入札しても1者しか応札しないという現状、それも実績で確認しております。そういうことですので、そういう説明になります。よろしくお願いいたします。

議長（安力川信之議員） 14番。

14番（角田喜和議員） 今説明、答弁をいただきました。取説の説明も詳しくいただきまして、今この機会を逃したらば、次は全体的なスパンで見るとどうなるか分からないということも示されましたが、まず業者選定理由書で読み上げていただきましたけれども、やはりこれについては、使用目的が何になるのか、選定した理由がどうなのか、業者選定理由がどうなのか、やっぱりこのところがしっかりと事前に示されるべきではなかったかなというふうに思いました。これについては、後でまた個人的に議長を通して資料請求をさせていただきますので、今読み上げていただいたものがあるということで、私のほうは分かりました。

それと、今性能、能力について発注者が示すということで、主に環境基準に関係する文言について、公害監視装置の数字だとか、いろいろが示されましたが、この中で温度が850度から950度、ダイオキシンに関しては800度以上ということでありましたけれども、今全国的にも問題になっておりますPFASの問題があります。これにおいては、渋川市内ではPFASの基準値、国が決めた50ナノグラム以上というところがあったり、浄水器がつけられております。この浄水器の処分をしたり焼却するについては、1,100度以上ないとPFASが解体というのですか、なくならないというところもありますので、今回850度から950度ということでありましたが、その辺について、再度、いろんなものに対応できるまで基準値を引き上げるようなことは可能であるのかどうか、伺いたいと思います。

それと、仕様書については説明ありましたが、やはり設計段階ですので、しっかりその根拠となるものが示されるべきだと私は考えております。その辺について再度お願いできればと思います。

それと、工事が令和11年度までということではありますが、プラントでいきますと、第1号炉のほうから始めるのか、第2号炉なのか、この間も修繕、修繕、修繕でやってきているとは思いますが、1号炉が工事に入った場合、2号炉が途中で爆発したり、いろんなもので止まらないような対策も必要だと思いますが、それについてはどのような計画を持って進めようとしているのか、お示してください。お願いを

いたします。

議長（安力川信之議員） 事業課長。

（事業課長西島 学登壇）

事業課長（西島 学） 先ほど答弁の中で債務負担は8、9、10年度と申しましたが、正しくは9、10年度の債務負担行為でありました。9、10年度が債務負担行為で設定しております。

ただいま角田議員よりの質疑でありましたが、まずP F A S対策として、計画している炉の温度では足りないのではないかとこのところ、P F A S対策もこのところ検討しているかというところではありますが、現在のストーカー方式、一般的な焼却方式ですと、そこまで温度を上げてしまいますと、炉がもたなくなります。あっという間にやられてしまいますので、全国的にP F A S、温度を1,000度以上上げるとことは維持ができないというところ、通常の焼却設備では対応できないものとなっております。

そのほか、2号炉、今どちらから改修するのかというところ、まず2号炉から手かけます。それで、2号炉を復活させた後に1号炉の改修に入る予定となっております。以上です。

議長（安力川信之議員） 14番。

14番（角田喜和議員） 3問目です。確認をさせていただきました。私、令和11年度の3年間と言いましたが、9年、10年度ということで訂正させていただきます。2年間ということで分かりました。

2号炉から始めるということですが、1号炉がどこかで事故が起きないような対策をしっかりとということで2問目で言いましたが、例えばガス、ボンベが入ったりとか、いろんな事故が起きてということも考えられますけれども、その辺を防ぐための対策というのはやっぱり、1台しか動かないわけですから、2年間修繕、短期間の休ませて緊急修繕はあるかもしれませんが、その辺の対応はしっかりして大丈夫なのかということは確認をしておきたいと思います。

P F A Sの関係でありますけれども、1,000度を超えると耐火レンガというのか、焼却施設がもたないというのは、これは渋川市の広域組合清掃センターのごみ処理場だけではなくて、全国的なそういうことになるのか。そうすると、いろんな部分では、それを使っている個人の家庭等もありますから、排出するについての注意事項のところとか、そういうこともこれから必要になってくると思いますが、その辺についての関連ではありますけれども、お示しいただければと思います。

以上、質疑を、これで3問目ですので、終わりにしますが、よろしくお願いをいたします。

議長（安力川信之議員） 事業課長。

（事業課長西島 学登壇）

事業課長（西島 学） まず、現施設の安定稼働というところで、2号炉が今ダウンしている状況というところではありますが、その対応といたしまして、最低限の動かせるような準備は今いたしているところではありますが、本契約、この契約が本契約となれば、性能発注の中で、条件として1炉稼働しながらほかの1炉を工事するものとする、安定稼働をさせるものとするというところで、工事の中に受注した業者に管理させるという方向にします。いち早く本契約になれば、そこは安心できるというふうにこちらとしては考えております。以上です。

議長（安力川信之議員） 先ほど保留しておりました小池議員の資料が整いましたので、配って、3問目をお願いいたします。

(資料配付)

議長（安力川信之議員） お手元に3枚資料がお配りされております。まず説明をして、あと3問目をした
いと思います。

事務局長。

(事務局長鴻田吉史登壇)

事務局長（鴻田吉史） 今お手元に資料3種類ほどお配りをさせていただきました。

まずは、A4縦判の資料をご確認をお願いいたします。1と2と上下に分かれておりまして、1番が基
幹改良の場合の財源内訳でございます。1番の中でも表が上下分かれておりまして、下の表、左肩に財源
内訳と書いてあるところをご確認をお願いいたします。これの合計欄のところの①の合計欄1行目、総事
業費が118億6,900万円と。そのうち、内訳として交付金が56億2,300万円、負担額といたしまして62億
4,600万円。2番が新設工事に係る財源内訳でございます。こちらも下の表の財源内訳というところの総
事業費、合計欄をお願いいたします。こちらが297億円の場合、交付金は169億8,500万円、負担額、組合
の負担額としますと127億1,500万円。こういった形で、改良した場合と新設した場合の交付金も含めた負
担額の比較でございます。

それと、2つ目は、横判のほうの左肩に1番から21番まである基幹的設備改良工事の事例と、こちらが
説明の中でこちらが調べて確認をした基幹改良をやっている団体を確認したものでございます。これによ
りまして、入札の場合と随意契約の場合、いずれも応札者は1者となっております。ナンバー19、兵庫県の
もの、下から3行目ですが、こちらが規模としては235トンで、当組合のものと同規模のものでござい
ます。こちらは、2段書きになりまして、こちらの受注の工事費は111億円ということでございますので、
本市と同規模で、金額的には同等程度と、他事例と比較しまして同規模と。こちらは、タクマではなく、
別の業者が受注している状況となっております。

資料3つ目は、渋川地区広域清掃センターごみ焼却施設の長寿命化工事というタイトルで、金額が入っ
た表でございます。設備名称ということで1番から14番、受入れ供給設備から建築工事を含めて、それぞ
れの概算の事業費を出しております。こちらの積み上げによりまして118億6,900万円という数字となって
ございます。

説明は以上となります。

議長（安力川信之議員） 15番。

15番（小池春雄議員） 今一通り説明がありましたけれども、私聞いていて、だからこれでいいのかという
ふうに思っているのです。今回一番最後に示しました渋川地区広域圏清掃センターごみ焼却施設基幹的改
良長寿命化工事と、これ株式会社タクマ東京支社。タクマが作って、それでほぼタクマの言い値で工事を
お願いするという、こういうやり方なのです。さっきから聞いていると、もう大変なので、ほかにはない
のだ、ほかにはないのだと、急がなければならないのだというふうに言いますけれども、でもこれ公金な
のです。公金なのです。皆さんのポケットマネーではないから、どうでもいいやというわけに、そういう
わけにいかないのです。行政というのは最少の経費で最大の効果を生むというのが、これは使命なのです。
そのために公務員がどう働くかということなのです。ただ相手の言い値のままになってしまっただけは駄目な
のです。その中でどう上手にしていけるかということだと思っております。そういう中で出されました長寿命化

と、あるいは新規で造った場合にはどうかと。どちらが有利なのかと。やっぱり今出されましたけれども、その中身の検討って十分していませんよね。今出された長寿命化工事で118億円ですけれども、これ15年ですよね。でも、新たに造れば、また40年とか、そういうふうになりますよね。そうすると、施設も古いままの改修工事ではなくて、新しい施設になってくれば、新しい時代に応じた処理施設になりますから、その部分でやっぱり比較検討する必要というのがあると思うのです。改修工事が出されたから、これでいくのだというのではなくて、絶えずやっぱり臨機応変に立ち回ることというのがやっぱり私は大事なのかなというふうに思っています。今このように出されましたけれども、私聞いていると、少し理解する部分はあるのですけれども、でもこれではなかなか住民の納得を得られるものではないし、競争の原理も働いていないし、基調にあります契約の本来の趣旨からいっても、果たしてどうかなと、問題があるのではないかなという判断をせざるを得ないというふうに思っています。

最後になりますと、皆さんの事務方の回答はこれまででしょうから、最後には管理者の考え、今後においての考え、これでいいのだろうか。私は、もっと頻繁に議会に説明をして、もっと早い時点で皆さんが納得ができる中で、また新たな意見もあれば、そういうものを取り入れていく中で、もっとよりよい方向に進んだのではないかという思いがたくさんあります。そういうものも含めて、管理者の決意をお伺いし、また担当の方もまだ言い残すことがあれば答えをいただいて、3問の私は終わりにします。

議長（安力川信之議員） 星名管理者。

（管理者星名建市登壇）

管理者（星名建市） 小池議員から質疑いただきました。今日の臨時議会でありますけれども、いろいろな意味で大変勉強させていただきました。やっぱり説明の仕方というのは、なかなか皆さん方にご理解いただくというのは難しいなというのを改めて思いました。事務局側といたしましては精いっぱい努力をさせていただいております。これ、どこまでを皆さんに開示したらいいのかといういろんな課題はあるかと思います。しかしながら、少なくとも事務局は全力でこのごみ問題に対しては対応しているというふうに思っております。ここにもありましたけれども、先ほどこれを改修によって15年といいますけれども、15年というのは一つの目安でありまして、これをやっている最中には、徐々にまた形も変わってくる、あるいはごみの量も変わってくる、そういった中ではもっと延びていく可能性も十二分にあるというふうに思っております。そういった意味では、ここにおられます広域の議員の皆様方からまたいろいろなご意見も聞きながら、この方向性を出していければありがたいなというふうに思っております。今回につきましては、しっかりと対応していきたいと思っておりますので、ぜひともご理解を賜ればありがたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（安力川信之議員） 8番、田中猛夫議員。

（8番田中猛夫議員登壇）

8番（田中猛夫議員） 先ほど小池議員からいろいろ人事異動についてご指摘ありましたけれども、私渋川市の選出の市議会議員ですので、人事異動についてはご意見を真摯に受け止めますけれども、しっかりと人事異動をしていると私は思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思えます。

では、議案第8号について質疑をさせていただきます。特命随契の関係なのですが、渋川市にも、この広域にも、特命随契に関するガイドラインがありませんので、このような説明があったと思うのです。

けれども、この特命随契は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号によって、ある特定の条件下で認められる随意契約と認識しています。この特命随意契約の認められる条件は、緊急性のある工事または業務、これはおおむね災害等だと思います。2点目は、特殊な技術または知識を必要とする工事または業務、これが今回の特命随意契約の理由になると思います。3点目は、競争入札をして、契約の相手方がいないと。この3点だと思います。先ほどの事務局の説明を聞いていますと、入札前に各業者に回答を求めた、そうしたら1者しかなかった。こんなのは随意契約の理由にはならないのです。そのことについては指摘をさせていただきます。また、他者の確認したら全て1者であった。それも関係ないのです。特命随契のデメリットは、透明性と公平性が確保されないことがデメリットなのです。それを回避するために他の市町村、団体については入札を執行して、透明性と公平性を担保しているのです。だから、1者でいいという理由はないのですよ、これは。ですから、随意契約の理由は、特殊な技術または知識を必要とする理由だと私は考えます。

そこで、お聞きをします。今回のやつの特殊な技術または知識を必要とする工事はどの部分なのか、お聞きをします。

2点目は、透明性と、また入札価格が高くなるという傾向があります。先ほど申し上げましたけれども、9者に見積もった。どのような工事仕様を示したのか、またいつ通知をし、回答があったのかをお聞きします。

3点目は、工期延長への対応についてお聞きします。以前渋川市でもありました。部品等が来ない場合に工事が延びてしまって、多額な契約変更が生じたことがあります。このようなことが現状危惧されますけれども、そのときに、工期延長になったら、工事契約の中で延長期間についてはそれを変更するお考えなのか、お聞きします。

議長（安力川信之議員） 鴻田事務局長。

（事務局長鴻田吉史登壇）

事務局長（鴻田吉史） 特命随契の理由のうちの特殊な技術がどの部分に当たるかというところでございますが、施設性能の担保というところで、一般廃棄物処理施設はプラントの機械設備が一体、密接不可分の関係となって性能を発揮することから、プラント全体を熟知したプラントメーカーの施工が必要であるというところで……

（「だから、違う。内訳書出ているんだから、内訳書のどの部分だって聞いているんだよ。

内訳書のどの部分だって聞いているんだよ。工事の。一体的なのはさんざん聞いたよ。

この工事内訳書のどの部分が特殊性があるのか聞いているの」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） 西島事業課長。

（事業課長西島 学登壇）

事業課長（西島 学） 内訳書のどの部分が特殊なところに当たるのかというところであります。まず、こちらが求めるところ、先ほど自分のほうで説明いたしました環境基準値等の数字に係る部分のメインとなるところが2番の燃焼設備、3番の燃焼ガス冷却設備、4番の排ガス処理設備、そのほか9番、排水処理設備、12番の計装制御設備、こちらのほうは各公害基準、排出、性能基準と非常に密接に関わる部分であります。以上となります。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長鴻田吉史登壇）

事務局長（鴻田吉史） 9者に対する意向調査についてでございますが、令和7年5月26日付で発出をしてございます。基幹的設備改良工事に係る意向調査についてという依頼文でございます。

（「文書で出したの」と呼ぶ者あり）

文書でございます。通知で出しております。

工期延長についてでございますけれども、今回採用しております設計施工一括発注方式では、一般的な工事発注とは異なりまして、契約締結後直ちにプラントメーカーが詳細設計と主要機器、資材の先行手配を一体的かつ同時並行に進めることが可能となります。これによりまして、世界情勢の影響を受けやすい基幹部品、制御機器ですとか、特殊鋼、バグフィルター用の特殊な布など、工事の初期の段階から早期に発注、確保して、施工時期に合わせた確実な現場搬入ができる体制を整えるものとしております。今回施工を担う現施設のプラントメーカーは、ごみ処理プラントにおける豊富な施工実績、強固な部品調達ネットワークを有しております。万が一特定の国からの部品供給に滞りが生じる兆候があった場合でも、国内生産への切替えですとか、代替ルートからの早期調達といった柔軟なリスク回避対策を整えることが講じることができるということを事前に確認をしているところでございます。

そういった体制は整えておるのですけれども、どうしても万が一不可抗力により工期延長が必要となった場合の危機管理対応について、2つの観点からお答えをさせていただきます。1つ目がごみ処理体制を維持するということです。

（「それは聞いてねえよ。帰りなさい。聞いてねえもん」と呼ぶ者あり）

追加費用の明確化。

（「工期延長するか、それを答えればいいんだ」と呼ぶ者あり）

するかしないか。

（「そうだよ。それを聞いたんだ」と呼ぶ者あり）

工期延長が必要となるような事態が生じる場合については、事前に協議をし、その状況に応じて対応を検討していきます。

議長（安力川信之議員） 8番。

8番（田中猛夫議員） 先ほど工事の特殊性についてお聞きをしたのですけれども、前の、埴田議員の答弁だったかな、中で分離発注はできませんよということは答弁があったわけですが、これを見ると、少なくとも電気工事と建設工事については、これ分離発注できるでしょう。特殊ではないのだから。設計書がなく、仕様書でタクマに一方的に見積もられたから、ということなのでしょう。そもそも設計書がないから、こういうことになっているのではないのですか。分離発注はできるのです。そうでしょう。初めから分離発注なんてするな、タクマに一本投げ、言うとおりにやったから、こういう工事内訳書、設計書もない、ということなのでしょう、このやつは。契約書は、契約約款に仕様書をつけて契約書としているのですか。まず1点、それを聞きます。

それと、支払いについて聞きます。これは、契約時点で何割引いて、中間の支払いはあるのですか。お聞きをします。

それと、支払い検査というか、工事の完了検査は何に基づいて、誰がするのですか。お聞きをします。

議長（安力川信之議員） 西島事業課長。

（事業課長西島 学登壇）

事業課長（西島 学） まず、約款についてお答えいたします。

通常広域組合であります、渋川市の契約規則にのっとり、その約款を使うものとしておりますが、今回建設工事の約款が当てはまりません。事前にその約款をオリジナルのもの、それも他市の事例、約款を参考にいたしながら、こちらが求めている要求仕様、そのほか、そういうものを含んだ文言での約款となっております。例えば、通常の約款ですと、設計図書の定義があります。こちらの場合、今回使う用語として、基本設計図書としております。まず、用語の定義で基本設計図書、発注仕様書に従い受注者が作成し、発注者に提出した提出書類、そのほか実施設計図書、本設計に関し作成されたものというような定義づけ、通常の工事とは違い、発注仕様を満たすような約款の作りとなっております。

議長（安力川信之議員） 支払い方法と完了検査は誰がやるか。

事業課長（西島 学） まず、完了検査の方法ですが、2炉あります。2炉あるうち、まず2号炉を完成させたときに、今回設計、施工の監理業務委託を入れております。そのほか……

（「誰なの」と呼ぶ者あり）

すみません。発注仕様書で、その際検査を行いますよとしております。その検査を行うのはコンサルであります。コンサルが、発注仕様書に基づき、まず受注したプラントメーカーが1年かけて基本設計図書と実施設計図書を作ります。それを、コンサルと発注者がそこをチェックします。それに基づいて施工されたときに、その工事が完成した折に、その都度、部分使用を行います。その際に性能を満たしているかどうかを検査します。そこで仕様を満たしたとなれば、部分引渡しを受けて、行います。

支払いにつきましては、支払い計画につきましては、初年度は、当初、長寿命化計画であります、1%程度見込んでおりました。ただ、そこは設計に充てる部分というところで、設計額相当額が1%程度かなというところで過去の実績、他の事例から設定しておりましたが、その1%につきまして、それも交付金対象としておりましたが、今回仮契約になったタクマのほうから、そこに対する交付金対象となる工事対象物の設計のみになりますから、ないですよというところで、そこは、初年度は支払い義務が発生しません。仮契約の段階であります。2年目、3年目以降に、2年目に約6割、3年目に残りの4割を払うような形で計画しており、それは長寿命化計画の中の財源計画の中でもうたっており、今回の長寿命化計画の計画とタクマが示した仮契約の際に出した計画が当初の支払い計画内に収まっているということも確認しております。以上です。

議長（安力川信之議員） 8番。

8番（田中猛夫議員） 契約書について聞きますけれども、契約書の約款については契約規則の中で規定されているのです。これを使いますよと。今回違ったと。どういう手続でその変更をしたのですか。このやつを使いますよというやつを、手続でどのような手続を行って、その契約書を使えるというふうに規定をしたのか、お聞きをします。

それと、私は思うのだけれども、コンサルが入って、契約をしたら、設計図書を作るのでしょうか。設計図書を作った段階で入札かければいけない。ここはここまでのやつを作りますよというやつを、特命

随契でも何でも構いませんよ、設計の部分、今回あるのでしょうか。その部分について入札をして、これをしてください、仕様書を作って、設計書を作ってくださいというところまでを契約すれば、作ってもらって、その後契約すればいいではないですか。これから1年かかるのでしょうか、工事に入るのに。先ほどの説明では。手続として、公平性を図るのであれば、そのような設計図書を作って、入札なりを掛けて、それで1者なら1者でいいではないですか。何でそのようなことをしないのですか。私は、そうすることが入札の透明性であったり公平性を担保できると、私は、このぐらい巨額なのですから、考えておりますけれども、それについて見解をお聞きます。

議長（安力川信之議員） 事業課長。

（事業課長西島 学登壇）

事業課長（西島 学） まず、契約約款について、どのような手続をしたというところではありますが、まずこちらのほうで起工内申というものを作成いたします。その中で、こういう約款を使いますよということで、契約検査の審査を仰ぎながら、しております。次の質疑の……

（「そのときに決裁どこまでやっているの」と呼ぶ者あり）

決裁は管理者です。

（「管理者がやっている」と呼ぶ者あり）

はい。起工とともに、起工の決裁がそもそも管理者となっておりますので、そこに添付しているような形になっております。

（「起工伺いの中に何で契約書のやつが書かれているの。作ってあるわけ。おかしなもんだ。」

起工は、契約は契約を作るとき使うやつを事前に決裁するんでしょう。起工伺いの中に何でそんなのが入っているの」と呼ぶ者あり）

ちょっとその辺の手続に関しましては、こちらのほうも契約検査に確認しながらやったということになりますので、適正かなというふうに……

（「適正じゃないと思っているんだ、私は。起工伺いは起工伺いでしょう。契約は契約でしょう、だって。契約手続なら契約手続の決裁を受けなきゃ駄目でしょう」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） 別でしょう、だから。別でやっているのでしょうか、ちゃんと。別でやっているのでしょうか。2本でいっているのでしょうか。違うの。

（何事か呼ぶ者あり）

事業課長（西島 学） そこをちょっと確認させてください。

次の受注後に設計ができるのであれば、事前に設計をすべきでしょうというところでもあります。まず、前段から申し上げているとおり、廃棄物焼却施設の特殊性から、設備が一体となって初めて性能が発揮されるようなものであります。それがプラントメーカーの独自の技術だったりノウハウだったりしております。その中で、メーカーは、この部品は改修でいきますよとか、ここは全更新でいきますよというところが判断できまして、ではここは最低限の改修でいきますよという設計書になったときに、こちらとすると、15年の性能発注の担保を求める必要があります。その中で、他のメーカーが入ったプラントメーカー…

…

（「タクマと随意契約をしたっていいって言っているんだよ。だけど、そこまでやるんなら

ば、設計書をそのところはタクマで作るなりコンサルで作って、それからタクマと特命随契すればいいじゃないですかって言っているの。だって、1年かかるんでしょう」と呼ぶ者あり)

そこで、あまりにも特殊な事例ですので、環境省は……

(「あまりにも特殊じゃないよ。いっぱいあるじゃん、事例なんか、そこらじゅうに。そこらじゅうに焼却炉の更新なんていっぱい事例があるんだよ」と呼ぶ者あり)

その事例も全て同じ手法を取っております。

(何事か呼ぶ者あり)

こちら、事務局としましては、一般的な手引の方法で、環境省が示しているやり方で、それに忠実に従い実施したという結果となっております。どうぞご理解をお願いいたします。

約款の訂正につきまして、オリジナルの約款を使うということにつきまして、どのような手続を取ったかというところではありますが、通常の約款では当然使えないということになりますので、どのような約款にしたらいいか、つくったらいいかというところで、過去の実績等を入手して、渋川広域組合に合った形に変更しております。ただ、その手続につきまして、所定の手続をしていなかったというところがあります。仮契約書のところに添付し、決裁を受けたという形になっております。以上となります。

議長（安力川信之議員） ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（安力川信之議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第8号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（安力川信之議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

議長（安力川信之議員） ご異議がありますので、起立により採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（安力川信之議員） 可否同数であります。

議長により裁決をいたします。

議長において原案を可決することに決します。

よって、議案第8号 渋川地区広域圏清掃センターごみ焼却施設基幹的設備改良（長寿命化）工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第9号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合監査委員の選任の同意につ

いて

議長（安力川信之議員） 日程第4、議案第9号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合監査委員の選任の同意についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

星名管理者。

（管理者星名建市登壇）

管理者（星名建市） ただいまご上程いただきました議案第9号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合監査委員の選任の同意について、提案理由及び議案の説明を申し上げます。

本組合の監査委員であります田中誠氏の任期が令和8年6月3日満了となりますので、その後任として高木捷治氏を選任しようとするものであります。

地方自治法第196条第1項及び渋川地区広域市町村圏振興整備組合規約第10条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

高木捷治氏の生年月日及び住所は、記載のとおりであります。

同氏は、昭和43年4月に地方銀行に入行され、平成12年10月の退職後は民間企業の監査役などを務められ、現在は渋川広域障害保健福祉事業者協議会監査委員、渋川市社会福祉協議会監査委員及び複数の民間企業の監査役としてご活躍をされております。また、令和8年4月1日より渋川市監査委員に就任されております。人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する方であり、渋川地区広域市町村圏振興整備組合監査委員に選任しようとするものであります。

なお、任期は4年であります。

よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願いを申し上げます。以上です。

議長（安力川信之議員） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第9号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合監査委員の選任の同意については原案のとおり同意することに決しました。

閉 議

午後零時 3 4 分

議長（安力川信之議員） 以上で今期臨時会に付議された事件は全て議了いたしました。
これにて会議を閉じます。

管 理 者 挨 拶

議長（安力川信之議員） 管理者から発言の申出がありますので、この際発言を許します。

星名管理者。

（管理者星名建市登壇）

管理者（星名建市） 令和 8 年 5 月組合議会臨時会の終了に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

本日は、ご上程申上げました各議案につきまして、慎重なご審議をいただき、ご議決、ご同意を賜り、誠にありがとうございました。本日議員各位からいただきましたご意見、ご提案につきまして、今後の組合運営にしっかりと生かしてまいりたいと考えております。

間もなく梅雨の季節を迎えます。議員各位におかれましては、ご健康にご留意をいただき、より一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、閉会に当たりましての御礼の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

閉 会

議長（安力川信之議員） これをもって令和 8 年 5 月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

午後零時 3 5 分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議長 安 力 川 信 之

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員 福 島 丘 泰

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員 三 俣 実

議 員 全 員 協 議 会

(5月29日)

目 次

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	2
開 会	3
管理者挨拶	3
報告事項	3
閉 会	5

令和 8 年 5 月 渋川地区広域市町村圏 振興整備組合議会議員全員協議会会議録

第 1 日

令和 8 年 5 月 2 9 日（金曜日）

出席議員（1 5 人）

1 番	埴 田 裕 之	議員	2 番	福 島 丘 泰	議員
3 番	反 町 英 孝	議員	4 番	波 多 野 佐 和 子	議員
5 番	板 倉 正 和	議員	6 番	後 藤 弘 一	議員
7 番	三 俣	実 議員	8 番	田 中 猛 夫	議員
9 番	廣 嶋	隆 議員	1 0 番	富 岡 大 志	議員
1 1 番	山 内 崇 仁	議員	1 2 番	善 養 寺	孝 議員
1 3 番	安 力 川 信 之	議員	1 4 番	角 田 喜 和	議員
1 5 番	小 池 春 雄	議員			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

管 理 者	星 名 建 市	副 管 理 者	柴 崎 徳一郎
副 管 理 者	南 千 晴	副 管 理 者	堀 越 正 勝
事 務 局 長	鴻 田 吉 史	消 防 長	角 田 泰 紀
消 防 本 部 長	狩 野 設 衛	消 防 署 長	萩 原 勇 人
総 務 課 長	根 井 邦 彦	事 業 課 長	西 島 学
清 掃 セ ン タ ー 長	横 手 和 敏	環 境 ク リ ー ン セ ン タ ー 所 長	荒 井 一 浩
消 防 本 部 長	岸 賢 一	消 防 本 部 長	永 井 雅 人
消 防 本 部 長	石 田 正 外	総 務 課 長	山 本 豊 彰
消 防 本 部 長	藤 木 雅	企 画 財 政 係 長	井 田 貴 幸
総 務 課 庶 務 係 長		事 業 課 管 理 係 長	
事 業 課 施 設 係 長	町 田 直 哉		

事務局職員出席者

書記長
書記

佐藤 昭代
関口 剛士

書
書

記
記

原澤 武志
鶴巻 大輔

開 会

午後零時 40 分

議長（安力川信之議員） これより議員全員協議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は15人です。

管 理 者 挨 拶

議長（安力川信之議員） 報告事項に入ります前に管理者から発言の申出がありますので、この際発言を許します。

星名管理者。

（管理者星名建市登壇）

管理者（星名建市） 本日は、5月組合議会臨時会で大変お疲れのところ、議員全員協議会を開催していただき、誠にありがとうございます。

本日ご報告いたしますものは、民間最終処分場に係る一般廃棄物（焼却灰等）運搬処分業務委託に関する覚書についてと緊急消防援助隊群馬県大隊活動報告の2件であります。内容につきましては、事務局長及び消防長からご説明をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

報 告 事 項

議長（安力川信之議員） それでは、報告事項（1）、民間最終処分場に係る一般廃棄物（焼却灰等）運搬処分業務委託に関する覚書について、事務局の説明を求めます。

鴻田事務局長。

（事務局長鴻田吉史登壇）

事務局長（鴻田吉史） それでは、資料について説明をさせていただきます。

議員全員協議会資料、民間最終処分場に係る一般廃棄物（焼却灰等）運搬処分業務委託に関する覚書についてをご用意お願いいたします。表紙をめくりまして、1ページ目をお願いいたします。覚書の案であります。この覚書は、10条立てになっております。要点を中心に説明をいたします。

第1条は、目的であります。

第2条は、受入れの継続であります。埋立処分可能な状態にある限り、継続して受け入れるものとしたしました。

第3条は、優先受入れであります。

第4条は情報の開示及び報告で、第1項第1号は決算書等の提出を求めるものであります。第2号は、

経営状況に重大な影響またはおそれのある場合に報告を求めるものであります。第3号は、本業務に係る説明責任を明示しております。

第5条第1項は保険等で、法令等に定める維持管理積立金の積立状況及び環境汚染賠償責任保険の加入を求め、保険加入状況を証明する書類を毎年度提出させるものであります。

第5条第2項は、継続して保険加入を求めるものであり、保険契約を更新した際、報告を求めるものであります。

第6条は受入れ期間で、期間は本施設の埋立てが終了、閉鎖するまでとしております。

第7条は代替施設等で、乙、相手方ですが、相手方の責に帰すべき事由により受入れが不能となった場合に、乙の責任と費用負担において代替施設の確保を担保するものであります。

第8条第1項は、受入れ単価等であります。単価については、別途、運搬処分業務委託契約で定めるものになります。この覚書では唯一、甲、広域組合に関する条項であります。

第8条第2項は、受入れ単価を変更する場合の条件を明示しています。

第9条は秘密保持について、第10条は協議についてであります。

以上で民間最終処分場に係る一般廃棄物（焼却灰等）運搬処分業務委託に関する覚書案についての説明を終わります。

議長（安力川信之議員） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は1人3問まで、自席にて発言をお願いします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） ご質疑なしと認め、本件は終了いたしました。

報告事項（2）、緊急消防援助隊群馬県大隊活動報告について、事務局の説明を求めます。

角田消防長。

（消防長角田泰紀登壇）

消防長（角田泰紀） 令和8年4月22日に発生した岩手県大槌町の林野火災へ緊急消防援助隊群馬県大隊として職員を派遣しましたので、活動内容についてご報告させていただきます。

配付させていただきました資料、緊急消防援助隊群馬県大隊活動報告1ページをお願いいたします。1の日時ですが、覚知日時は、小槌地区が令和8年4月22日13時53分、吉里吉里地区が同日の16時22分に釜石大槌地区行政事務組合消防本部で覚知しております。鎮圧日時については、5月2日13時と発表されております。この2つの火災の因果関係は、現在のところ、分かっておりません。また、覚知から鎮圧まで10日間、いまだ鎮火に至っていない状況です。

2の出火場所は、記載のとおりです。

3の出火原因については、現在調査中です。

4の被害状況、5月3日現在の数値となりますが、（1）の林野被害は合計で約1,633ヘクタールで、今後の調査により面積が増減いたします。

（2）の人的被害は、軽傷者2名と発表されております。

(3) の建物被害は、住家及び非住家被害ですが、小鎚地区が住家1棟、非住家6棟の7棟、大槌地区が非住家1棟と発表されておりますが、こちらも今後の調査によって増減いたします。

5の避難指示等の発令状況ですが、発令されていた避難指示は4月30日に全て解除となっております。

6の緊急消防援助隊の活動ですが、(1)の規模につきましては、4月26日時点で最大の12都道県344隊1,223名と消防庁から発表されております。

(2)の緊急消防援助隊群馬県大隊についてでございますが、4月24日13時05分に消防庁長官から出動の求めがありました。2ページをお願いいたします。同日16時30分に太田市消防本部東部消防署に各消防本部等の出動隊が集結いたしました。4月25日5時30分に宿营地に到着、同日10時20分に活動を開始しました。以後、活動を継続し、5月3日に渋川広域消防本部へ帰隊し、10日間の緊急消防援助隊群馬県大隊としての活動を終了しました。

(3)の渋川広域消防本部の派遣状況ですが、派遣期間は4月24日から5月3日までの10日間、21名の職員を消火小隊1隊4名及び後方支援小隊1隊3名を1次隊から3次隊派遣として派遣したところです。宿营地につきましては、岩手県岩泉町役場小本支所の小本津波防災センターを群馬県隊と栃木県隊で使用し、活動したものです。

(4)のその他ですが、今回の災害は、交通網が被害がなかったため、交替に伴う移動は群馬県が手配した大型バスで行われました。

3ページをお願いします。群馬県大隊の活動図です。渋川広域消防本部から宿営場所まで、火災現場を通り越して約621キロ、10時間程度の時間を要し、進出拠点まで約60キロを戻り、活動する状況でした。その拡大図は4ページのとおりで。

5ページをお願いします。群馬県大隊の活動図です。赤く塗り潰した場所で群馬県大隊は活動を行いました。

6ページからは、出動途上の火災の様子や活動状況などの画像です。

最後となりますが、当消防本部から派遣した職員につきましては事故及びけがもなく帰隊しましたことをご報告させていただきまして、緊急消防援助隊に係る報告とさせていただきます。

ちょっとお聞き苦しくてすみませんでした。よろしくお願いいたします。

議長（安力川信之議員） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） ないようですので、本件は終了いたしました。

閉 会

議長（安力川信之議員） 以上で本日の議事は終了いたしました。

これをもって議員全員協議会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

午後零時50分